尾三消防組合新庁舎建設
基本構想・基本計画

令和８年３月
尾三消防組合

目 次

はじめに …… p1

Ⅰ. 基本構想

1. 本部新庁舎整備事業の経緯
1-1 建設用地の決定 …… p2
1-2 通信指令機能の移転
1-3 日進消防署の改修 …… p3
1-4 高機能消防通信指令システムの整備

2. 本部の現状
2-1 本部敷地の概要 …… p4
2-2 現庁舎の概要
2-3 配属職員数
2-4 配置車両

3. 現庁舎の課題
3-1 庁舎の経年・老朽化 …… p5
3-2 職員数及び車両台数の増加に伴うキャパシティ不足
3-3 充実又は強化する必要がある機能 …… p6
① 消防機能を維持する耐震性能の確保
② 各諸室等の拡充
③ 女性職員に配慮した施設の充実
④ ユニバーサルデザインの採用
⑤ 訓練施設の整備

4. 新庁舎に必要な機能
4-1 新庁舎に求める基本的な考え方 …… p7
4-2 防災拠点機能
4-3 地域防災力を向上させるための機能 …… p8
4-4 施設利用者・来庁者に配慮した機能
4-5 環境・景観に配慮した機能

5. 新庁舎の基本理念・方針
5-1 基本理念 …… p9
5-2 基本方針

Ⅱ. 基本計画

1. 基本計画の位置づけ …… p10

2. 基本方針の取り組み方策 …… p10-11

3. 計画地の概要
3-1　計画地概要 …… p12
3-2　計画地及び現本部庁舎敷地の現況分析
3-3　敷地写真 …… p13

4. 新庁舎に必要な機能・諸室及び規模
4-1　新庁舎の規模概要 …… p14
4-2　新庁舎に必要な諸室

5. 新庁舎の配置・構造
5-1　新庁舎の配置計画 …… p15
5-2　構造形式
①　耐震性能 …… p16
②　構造の考え方 …… p17

6. 新庁舎のゾーニング
6-1　ゾーニングの基本的な考え方 …… p18

7. 現庁舎の活用及び新訓練塔の整備
7-1　新指令棟 …… p18
7-2　新訓練塔

8. 計画建築概要 …… p18

9. 財源の確保について …… p18

10. 整備スケジュール …… p19

はじめに

尾三消防組合は、昭和46年12月1日に愛知郡日進町（現在　日進市）、東郷町及び西加茂郡三好町（現在　みよし市）の3町の構成で業務を開始し、平成30年4月1日からは、豊明市及び長久手市が加わり、現在は4市1町での構成となり、本年で54年目を迎えます。

この間、人員、施設、装備等、消防力の充実強化を図り、住民の安全で安心な暮らしを実感できる地域の実現に向けて消防サービスの確保に邁進してまいりました。

更には、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震などの大規模災害にも迅速に対応していくためには、一層の消防力の充実、強化が求められ、管内の消防災害対策の拠点となる消防本部（以下「本部」と言います。）の役割は大変重要なものとなっています。

現在の本部庁舎は、組合消防発足に伴い、昭和48年に竣工し、その後50年以上が経過しています。平成30年度には消防広域化により、職員数も340人規模へ増大していますが、組合の管内人口のさらなる増加に対応すべく、消防力の整備が求められる一方、消防力の増強による現状の庁舎の狭隘化、庁舎の老朽化による劣化が進行するとともに、国が定めた官庁施設の総合耐震・対津波計画基準における耐震安全性の目標を達成できていない状況です。

こうした状況を踏まえ、当組合を構成する5市町により、令和3年4月から建て替えに係る協議を重ね、令和5年8月の構成市町協議会（以下「協議会」といいます。）により、令和12年度の本部新庁舎供用開始が決定され、令和5年12月の協議会にて、庁舎建設に係る候補地検討の結果、建設位置が現位置と決定され、令和7年度に庁舎建設に向けて基本構想・基本計画を策定するものです。

Ⅰ.基本構想

1.本部新庁舎整備事業の経緯

1-1　建設用地の決定

本部新庁舎（以下「新庁舎」といいます。）の建設に当たっては、主に「適正配置」と「災害リスク」の2点から、現庁舎の北側にある屋外訓練場に建設する場合と、他の建設地とする場合で検討が進められました。

「消防力の適正配置」については、コンサルによる調査結果から、現状の本部を含めた署所の配置は「概ね良好」との評価を受けており、立地条件としても、インターチェンジに近く、幹線道路沿いであり、他に現敷地と同等の広さを確保できるか、また現在の所在地から大きく移動させると、消防力の地域間格差が生じるおそれが懸念されました。

「災害リスク」については、建設候補地である屋外訓練場は、東郷町ハザードマップによると、敷地北東にある泉下池が大雨や地震により堤体が決壊した際に、20㎝以下の浸水エリアとなっており、この位置で建て替えをする場合は、迅速な災害対応に支障がないよう対策する必要があるとされました。

これらについて、新庁舎の建設場所は、現地での建て替えを原則とするも、令和5年12月までを期限に建設候補地の調査検討していくこととされ、2km範囲で5か所の検討を行いましたが、他に適切な建設候補地がないとの調査結果と、浸水については、造成工事等で対策が取れるとの判断により、令和5年12 月25日に開催されました協議会にて、建設候補地を現位置に決定しました。

1-2　通信指令機能の移転

大規模災害発生時においても、消防は防災拠点としての責任と役割を果たす必要があります。

猿投－高浜断層帯は、豊田市から大府市を経て西尾市に至る全長51kmに及ぶ断層帯であり、そのうち、猿投－境川断層は現在の本部庁舎近郊にあることが確認されています。大規模地震が発生した際に、本部庁舎は耐震性を確保することで機能維持を図ることが可能ですが、管内住民と消防を繋ぐ119番通報回線は有線ケーブルであり、電柱等の倒壊による寸断が懸念されることから、通信指令機能を移転する協議が始まり、令和6年12月24日の協議会にて通信指令室を日進消防署へ移転させることを決定しました。

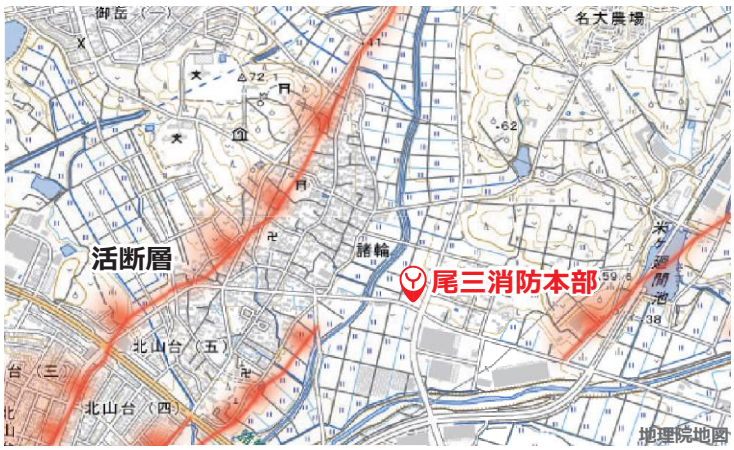

猿投－境川断層分布図
出典：活断層詳細デジタルマップ［新編］2018 年 3 月 14 日発売
※尾三消防組合本部 新庁舎建設基本構想（素案）を基に作成

1-3　日進消防署の改修

日進消防署

通信指令室を日進消防署に移転させるに当たり、通信指令室と通信指令員の仮眠室のスペースが必要となります。

そのため、通信指令室として屋内訓練場を、通信指令員の仮眠室として多目的室を改修します。令和3年3月に策定された尾三消防組合消防施設個別施設計画では、日進消防署は令和12年度に大規模改修を見込んでいましたが、通信指令機能の移転に伴い、前倒して令和9年度から改修工事を行います。これらのことにより、令和7年度に長寿命化調査兼基本設計を行い、令和8年度に実施設計を実施します。

1-4　高機能消防通信指令システムの整備

高機能消防通信指令システムは、本部の中枢機構部分の役割を果たし、火災、救助、救急をはじめとした各種消防業務の通信連絡体制の迅速処理による消防活動の効果的運用を図ることで、管内住民の安全で安心な暮らしの確保に寄与します。

令和12年度から新たな高機能消防通信指令システムを運用することを目標に、令和10年度、11年度にかけて全面更新を行います。

令和12年度運用開始の高機能消防通信指令システムについては、本部の規模･実情にあった効果的かつ効率的な、最新技術に対応したシステムの設計とし、システム規模については、現在の管内住民規模から、人口10万人以上40万人未満とされるⅡ型を導入します。

2.本部の現状

2-1 本部敷地の概要

現本部敷地は南敷地と北敷地があり、南敷地は現本部庁舎敷地となっており、通信指令機能のある本部庁舎や緊急車両車庫などが建ち、屋外には来庁者及び職員駐車場を整備しています。

北敷地は現本部屋外訓練場として使用しており、単管パイプ等を利用した訓練塔や屋外倉庫を設置しています。

敷地航空写真

2-2 現庁舎の概要

現在の本部庁舎は、新耐震基準以前の昭和48年に建設された旧耐震基準の庁舎です。昭和60年に指令棟を増築、さらに平成11年に新指令棟を増築し、現在の庁舎規模となっています。

最も古い本部庁舎は建築から52年、指令棟は40年、新指令棟は26年が経過しています。

施設名称	建築年度	建築年数	構造	延床面積（㎡）
本部庁舎	昭和 47 年	52	RC 造	1,334.99
指令棟	昭和 60 年	40	RC 造	584.16
新指令棟	平成 11 年	26	RC 造	988.58

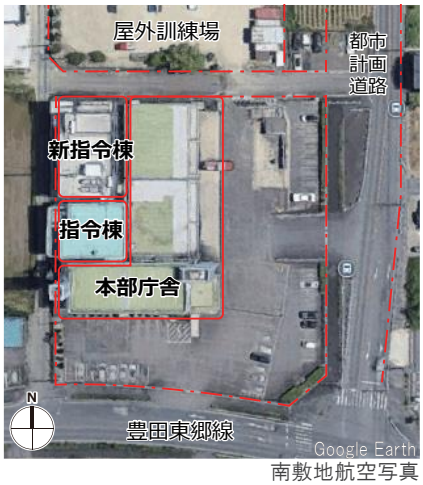

南敷地航空写真

2-3 配属職員数

平成30年度の消防広域化により、構成3市町（日進市・みよし市・東郷町）に豊明市、長久手市が加わり、構成5市町になったことに伴い、全職員数は平成29年度の206名から、令和7年度は348名と増員しています。

また、本部庁舎で勤務する毎日勤務職員、特別消防隊の職員数は、広域化前は72名でしたが、令和7年度は90名となっています。

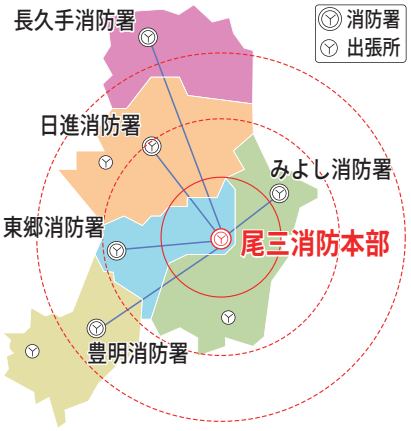

2-4 配置車両

国が定める消防力の整備指針を目標に、各消防車両を配備しています。

また、本部庁舎にある特別消防隊は、消防車、救助工作車、救急車、指揮調査車、また緊急消防援助隊としても出動する重機搬送車等、合計10台の消防車両を配備しており、多種多様な災害へ備えています。

3.現庁舎の課題

3-1　庁舎の経年・老朽化

現在の本部庁舎は、供用開始後50年以上が経過しており、組合庁舎としては唯一旧耐震基準で建築された庁舎です。平成17年度に耐震改修工事を行い、Is値(構造耐震指標)0.75を維持するも、国が定める「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」第1類の目標値であるIs値0.9を確保することができていません。本部庁舎は尾三管内の消防機能の中心を担う最も重要な消防活動拠点でありながら、南海トラフ地震をはじめとする大規模地震が発生した際に、継続使用ができなくなることが危惧されています。

また、老朽化の進行から、各部位での錆、剥離、柱や壁にクラックが生じ、配管配線の損耗や電気設備の不具合が頻繁に発生する他、大雨等の影響による天井や壁からの漏水も散見されています。その都度応急的な対応により修繕をしていますが、修繕箇所は年々増加しており、それに伴い修繕費も増大している状況です。

尾三消防組合消防施設個別施設計画（長寿命化計画）より抜粋

外装仕上材　塗装剥離（全体）

鉄筋コンクリート造　柱クラック（2 箇所）

天井仕上材　塗装剥離（広範囲）

3-2　職員数及び車両台数の増加に伴うキャパシティ不足

多種多様な災害に対応するための車両及び資機材の増強や職員の増加により、緊急車両車庫、執務室、関連倉庫等、全体的な庁舎の狭隘化が進んでいます。

各担当課の専門性や労務管理も求められる中、職員数の増強に対応できる諸室のキャパシティは限界に達しており、業務遂行に必要な書籍等の保管場所にも苦慮する状況となっていることから、業務効率性に問題が生じています。

また、緊急車両については、近年の多様化する災害に対応するため、大型車両の導入が進む一方で、現在の車庫面積では十分な車両間隔を確保することが困難となっており、車両を縦列駐車することで駐車スペースを確保している状況です。

十分な車両間隔が確保できない緊急車両車庫

資機材庫に入りきらない資機材

縦列駐車する車両

3-3　充実又は強化する必要がある機能

①消防機能を維持する耐震性能の確保

他県において、過去の大規模地震発生時に、本部等が損壊し業務継続ができなかった事例も散見される中、管内防災拠点としての本部機能の維持のため、耐震性能の確保は最優先事項です。

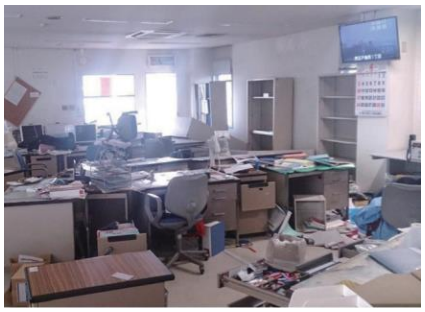

「熊本地震 ～益城西原消防署活動の記録～
5.写真で見る熊本地震 」より抜粋

奥能登広域圏事務組合消防本部より

免震装置（流山市消防本部）

②各諸室等の拡充

消防広域化による職員数や出動件数の増加に対して執務室、各種資機材、関連図書の保管スペース及び大型車両の収容スペースの増床は、業務効率性の向上のため必要不可欠です。

③女性職員に配慮した施設の充実

現在、本部庁舎には毎日勤務者で6名（会計年度任用職員を含む。）、当直職員で3名の女性職員が勤務しています。庁舎の改築等により女性用仮眠室や女性用トイレの整備はしているものの、勤務人員に対する充分な設備環境としては不足しており、働きやすい職場環境が確保されているとは言えません。

④ユニバーサルデザインの採用

新庁舎は、住民、事業所等の方の来庁の他、管内防災力の強化を目標に、誰もが安心して訪れることができる庁舎を目指すために、社会性に配慮したユニバーサルデザインを取り入れていく必要があります。

おもいやり駐車場の例（観音寺市）

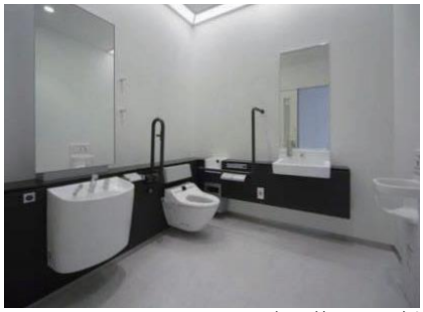

多目的トイレの例

英語併記サインの例

⑤訓練施設の整備

現在、本部に配備されている特別消防隊は、単管パイプ等を使用し設置した訓練塔で日々訓練を行っていますが、多種多様な災害に対応するために必要な訓練機能は有していない状況です。さらに、現在の訓練塔の位置は北敷地であり、庁舎建設の予定地となるため、取り壊すことになります。

このことから、消防・救助活動における高度な技術を習得できる訓練施設の整備を検討してまいります。

流山市消防本部の訓練塔（参考）

4.新庁舎に必要な機能

4-1　新庁舎に求める基本的な考え方

各種資機材庫や緊急車両車庫、また現状整備されていない出動準備室や調査準備室など、消防機能を維持するために必要な諸室の面積は確保しつつ、会議室は各種式典での利用の他、個別の会議室へと変更できるように可動式什器や移動可能な壁を採用するなど、多目的利用を可能とする仕様とし、合理化を図ります。

また、既存庁舎の有効活用として、築26年の新指令棟を活用することで、新庁舎建設にかかる費用の削減に努めます。

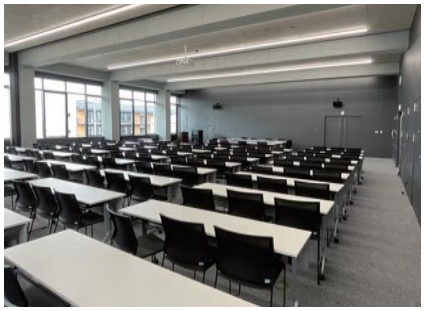
移動間仕切りを備えた大会議室イメージ

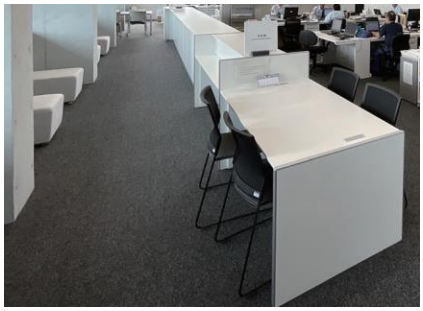
可動式カウンターのイメージ

4-2　防災拠点機能

防災拠点としての消防庁舎には、災害発生時において、災害対策の指揮、情報伝達や応急復旧活動などの機能が求められます。この地区には活断層が確認されていることから、管内の防災拠点機能の維持を最優先に、大規模地震発生直後から業務継続可能な庁舎構造として万全な耐震安全性を確保する必要があります。

大規模地震発生後の長引くライフライン途絶への対策として、重要インフラ、設備の冗長化により発災後も消防活動に影響を与えない設備計画が必要です。

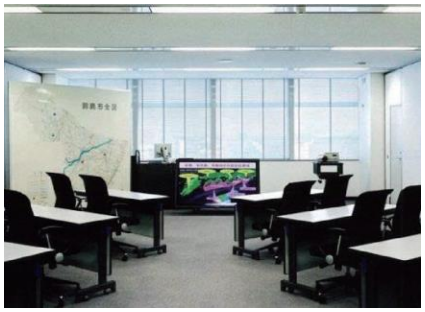
災害対策本部の例

非常用発電機イメージ

防災備蓄スペースの例

4-3　地域防災力を向上させるための機能

大規模災害発生時には、一時的に災害が消防力を大きく上回ります。その際の管内住民や事業所等の自助力、共助力を平時から養うため、管内全体の防災力向上を目的に、南敷地を「地域防災力育成拠点」として位置付け、既存庁舎である新指令棟を改修し「体感できる」防災力育成施設として広く開放することで、地域防災力の向上を目指します。

消火器体験イメージ

煙体験イメージ

防災研修会イメージ

4-4　施設利用者・来庁者に配慮した機能

管内住民の相談や事業所等の届出以外にも、社会見学や防災・救命講習での来庁等、幅広い年齢層に対応できる、住民等が親しみを込めて利用できる庁舎となるよう、ユニバーサルデザインを採用します。

4-5　環境・景観に配慮した機能

この地域の風土と景観になじむ外観と、費用対効果の高い環境設計、初期投資コスト及び維持管理コストの抑制を考慮した全体計画とします。再生可能エネルギーの活用にも、汎用性の高い材料や設備機器の選定等、維持管理のしやすさに配慮します。

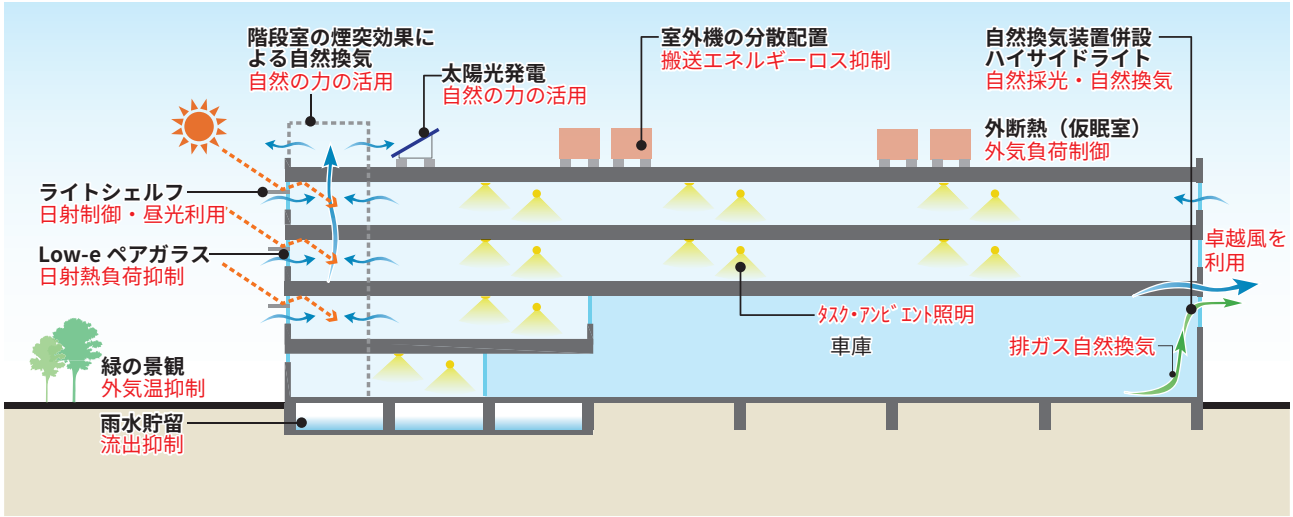

環境に配慮した一般的な庁舎のイメージ

5.新庁舎の基本理念・方針

5-1 基本理念

尾三消防組合の消防行政運営において最上位計画となる「尾三消防組合消防力整備計画」により、消防力整備の指針として定めた「安全で安心な暮らしを実感できる地域」を実現するために、今後管内住民と共に強靭な街づくりのために中心的役割を担っていく防災のシンボルとして期待される庁舎を整備します。

それに伴い、新庁舎を建設していく上で指針となる基本理念を、次の3点とします。

「安全で安心な暮らしを実感できる地域」の実現

1.管内住民のための庁舎
いかなる時でも、あらゆる災害から住民を守るために強靭で揺るがない庁舎を整備します。

2.勤務する職員のための庁舎
適切な消防行政の運営のために、常に100%の能力を発揮できる、職員が働きやすい庁舎環境を確保します。

3.地域のための庁舎
自然と調和し、まちと一体となった、身近で活動があふれる開かれた庁舎を目指します。

5-2 基本方針

基本理念を実現するための基本方針は、次の5点とします。

1.管内住民の生命、身体、財産を守る防災拠点となる庁舎

南海トラフ地震を始め、多種多様な災害発生時にも、防災拠点機能を維持できる庁舎を目指します。

2.常に100%の機能を発揮できる庁舎

複雑多様化する災害に対して常に100%の機能を発揮するため、業務遂行上必要な諸室規模、設備、環境を整えることで、1秒を大切にした出動動線を確保できる施設配置にするとともに、ライフラインの途絶時にも中長期間の消防活動が持続可能な庁舎を目指します。

3.防災の要として防災力を発信する庁舎

北敷地を**「地域消防力強化拠点」**、南敷地を**「地域防災力育成拠点」**と位置づけ、「地域消防力強化拠点」には万全な消防庁舎機能を整備、「地域防災力育成拠点」には消防職員のための高機能型訓練施設の建設と、管内住民や事業所等のための防災力育成施設を整備することで、消防職員、住民相互の防災力向上に寄与する消防施設の建設を目指します。

4.勤務する職員が最大限のパフォーマンスを発揮することができる庁舎

職員一人一人が働きやすい勤務環境を整備し、効率的で質の高い住民サービスを提供できる庁舎を目指します。

5.人と環境に配慮した庁舎

建設地である東郷町の自然になじむ景観と、省エネ性能の高い設備・機器の導入と建物の省エネ化を目指します。

Ⅱ.基本計画

1.基本計画の位置づけ

基本計画は、基本構想で示した「5つの基本方針」の実現に向け、新庁舎に求められる機能を具体化し、規模や空間構成の方針、事業計画及び運用管理計画の基本的な考え方について定めるもので、令和8年度以降に続く、基本設計、実施設計といった詳細な施設計画の検討を行う際に必要な諸条件を示すものとなります。

実施年度	令和 7 年度（2025 年度）	令和 8 年度（2026 年度）	令和 9 年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）	令和 12 年度（2030 年度）
実施事業	基本構想 基本計画	基本設計	実施設計	建設工事		供用開始

2.基本方針の取組方策

基本構想で掲げた「5つの基本方針」と、その実現に向けた取組方策は、次の5点とします。

1.管内住民の生命、身体、財産を守る防災拠点となる庁舎

南海トラフ地震を始め、各種多様な災害発生時にも、防災拠点機能を維持できる庁舎を目指します。

- 救急救助活動を最優先事項と捉え、大規模地震にも対応できる「基礎全免震構造」をベースに、さらに調査・検討を進めていきますが、基本設計を固めていく中でより合理的な建築方法の有無について、引き続き調査を進めるものとし、建物の全機能を維持し地震直後の消防活動が可能な計画とします。
- 庁舎設計GL（グラウンドレベル）は、尾三消防組合消防力整備計画に示す現場到着時間の短縮を図ること、及びハザードマップによる浸水想定を考慮し、迅速な出動動線を確保できる計画とします。
- 耐震安全性の目標は、国土交通省が定める「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準じ、構造体「Ⅰ類」、建築非構造部材「A類」、建築設備「甲類」に相当するものとし、十分な耐震安全性を確保します。

2.常に100%の機能を発揮できる庁舎

複雑多様化する災害に対して常に100%の機能を発揮するため、業務遂行上必要な諸室規模、設備、環境を整えることで、1秒を大切にした出動動線を確保できる施設配置にするとともに、ライフラインの途絶時にも中長期間の消防活動が持続可能な庁舎を目指します。

- 迅速性を何よりも最優先した出動動線が確保できる諸室配置とします。
- 現本部庁舎敷地を有効に活用し、2方向の出動動線を確保します。
- 社会的インフラが被災した場合にも、職員等が消防活動に継続して従事できるよう持続可能な機能を有する庁舎とします。

3.防災の要として防災力を発信する庁舎

北敷地を「地域消防力強化拠点」、南敷地を「地域防災力育成拠点」と位置づけ、「地域消防力強化拠点」には万全な消防庁舎機能を整備、「地域防災力育成拠点」には消防隊員のための高機能型訓練施設の建設と、管内住民や事業所等のための防災力育成施設を整備することで、消防職員、住民相互の防災力向上に寄与する消防施設の建設を目指します。

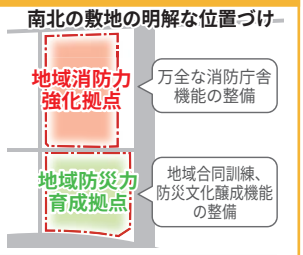

- 大規模災害時にも通信指令室と常に連携を図ることができるよう、防災対策室を配置し、管内全体の災害対応対策を行うための意思決定と総合調整を担います。
- いかなる災害時においても、隊員の出動動線や消防車等の車両出動動線を明確にし、迅速かつ安全な出動動線を確保した庁舎とします。
- 庁舎全体を住民が「見て学べる場所」にすることで、地域全体の防災力を底上げします。

4.勤務する職員が最大限のパフォーマンスを発揮することができる庁舎

職員一人一人が働きやすい勤務環境を整備し、効率的で質の高い住民サービスを提供できる庁舎を目指します。

- 事務室、仮眠室、食堂などの諸室を適切に配置するとともに、快適な執務環境を確保します。
- 多様化する災害や将来の組織の充実、職員の増加などに柔軟に対応できるよう、レイアウト変更等が容易に行える自由度の高い庁舎とします。
- 女性職員の仮眠室は女性専用の諸室として1箇所にまとめ、「女性専用エリア」を形成します。

5.人と環境に配慮した庁舎

建設地である東郷町の自然になじむ景観と、省エネ性能の高い設備・機器の導入と建物の省エネ化を目指します。

- 周辺地域の風土と景観になじむ外観デザインとします。
- 防災教育の普及推進を図ることができる拠点となるとともに、来庁者が親しみやすく、利用しやすい庁舎とします。
- ユニバーサルデザインの採用やバリアフリーにできる限り配慮し、来庁者にやさしく利便性の高い庁舎とします。
- 費用対効果の高い環境設計、イニシャルコスト・ランニングコストを抑制した全体計画とします。
- 再生可能エネルギーや雨水の再利用等の活用を検討します。
- 汎用性の高い材料や設備機器の選定等、維持管理のしやすさに配慮します。

3.計画地の概要

北敷地を「地域消防力強化拠点」として新たに整備します。

3-1　計画地概要

住所　　：愛知県愛知郡東郷町大字諸輪地内
敷地面積　　：計画地約6,000㎡
地域・地区　　：都市計画区域、ため池の浸水到達区域、境川流域都市浸水想定区域
用途地域　　：用途地域の指定のない区域
防火指定　　：法22条区域
建蔽率　　：　60%
容積率　　：200%

3-2　計画地及び現本部庁舎敷地の現況分析

計画地は、現本部庁舎敷地の北側に位置し、東側に東郷三好線（都市計画道路　幅員20m、令和11年度完成予定）、南側には現本部庁舎敷地を介し、県道520号（豊田東郷線　両側1車線）があります。西側も町道（幅員4m）に接しています。

現在の出動動線は、南側道路と東側道路となっていますが、東側道路へはスロープを上がって出動しています。

計画地においても、令和11年度に拡幅完了予定の東側道路と南側道路への出動動線を予定しています。また、浸水対策を兼ねて盛土を行い、スロープを設けることで迅速な出動動線の確保を予定しています。

両敷地周辺は、北西に農地が広がり、東側には住宅地が点在しています。

3-3　敷地写真

新庁舎建設計画地（北敷地：現屋外訓練場）、及び現本部庁舎敷地（南敷地）

敷地航空写真

❶敷地北西側より

❷敷地北西側より

❸敷地北東側より

❹敷地北東側より

❺敷地南東側より

❻敷地南西側より

❼敷地南西側より

❽敷地南西側より

❾敷地北西側より

❿敷地南西より新指令棟をみる

4.新庁舎に必要な機能･諸室及び規模

4-1　新庁舎の規模概要

新庁舎に必要な機能及び規模については、「一般財団法人　消防防災科学センター」が示す消防庁舎の標準的な基準面積を参考に、センターの助言を受けながら、現状の職員数、車両台数、必要な機能等を踏まえて算出した結果、新庁舎の延床面積は5,031㎡を上限とし、新庁舎に必要な諸室の一部については、既存施設である新指令棟を活用することで、新庁舎建設の延床面積を減らし、建設費を削減することとします。

また、新訓練塔については、現在北敷地に整備している訓練塔を取り壊す必要があることから、新たに1塔建設することを予定しています。

4-2　新庁舎に必要な諸室

新庁舎に必要な諸室とその用途について記載します。

消防本部	
消防長室	消防長の執務スペース
本部事務室	消防本部職員の執務スペース 来庁者の窓口対応スペース OAフロアにより、什器レイアウトを容易に変更可能 将来の職員数増加を見越したスペースを確保
防災対策室	災害時に対策本部を設置するためのスペース 平常時は会議室として利用
住民相談室	住民からの相談を受けるプライベートに配慮した個室
住民PR･体験スペース	住民の防災意識を育成するスペース
会議室、大会議室	消防本部職員の会議スペース 大会議室は救命講習や会議で利用し、移動間仕切りで分割しての利用も可能
男性更衣室	職員が着替えをするスペース
文書庫	書類等の収納保管スペース
サーバー室	システムサーバーの設置スペース
特別消防隊	
警防事務室	特別消防隊の執務スペース
受付	来庁者の案内を行う窓口
調査準備室	火災原因究明に使用するスペース
講習室	特別消防隊員の講習スペース
会議室	特別消防隊員の会議スペース
食堂･厨房	職員が料理や食事をするスペース
文書庫、倉庫	書類や備品等の収納保管スペース
男性仮眠室	男性職員の夜間仮眠スペース
女性専用エリア	洗面、WC、浴室、仮眠室、更衣室を配した女性職員専用エリア
浴室･脱衣室	男性職員の消防活動後及び24時間勤務時の入浴、脱衣スペース
体力錬成室	消防活動に必要な訓練及び体力の維持･向上スペース
出動準備室（防火衣収納含む）	特別消防隊の出動準備スペース
消防資機材洗浄･乾燥室	消防活動で汚染された防火衣及び資機材等の洗浄を行うスペース
救急資機材洗浄･消毒室	救急活動で汚染された衣類及びストレッチャー等の資機材の洗浄･消毒を行うスペース
救急資機材庫	救急用資機材等を保管するスペース
訓練用資機材庫	訓練用資機材等を保管するスペース
非常用資機材庫	非常用資機材等を保管するスペース
ボンベ充填室、充電室	ボンベの充填、収納及び各種機器の充電スペース
共用部	
風除室、エレベーターホール、ホワイエ 廊下、階段、エレベーター	職員や来庁者が施設を利用する際に利用
トイレ	多機能トイレや男女トイレ
見学デッキ、見学通路	緊急車両を上から望めるデッキや防災関連資料を展示する通路
倉庫	
倉庫、防災備蓄倉庫	書類や備品等の収納保管スペース
その他	
電気室、機械室	屋内設備機器を配置するスペース
車庫	
緊急車両車庫	緊急車両を駐車するスペース

5. 新庁舎の配置・構造

5-1　新庁舎の配置計画

計画地における最適な施設配置については、消防庁舎建築で最も重要な活動に対し1秒を大切にした配置とし、道路の交通状況に左右されにくく、かつスムーズに出動ができるよう、南敷地も活用した二方向の出動動線を確保できるよう計画します。

迅速な出動動線を可能にする3つのポイント

❶車庫から都市計画道路まで直進出動が可能
❷周囲の交通状況に影響を受けない二方向の出動動線
❸スロープや曲がりが少ない出動動線

5-2　構造形式

①耐震性能

新庁舎の耐震性能は国土交通省が定める「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に設定される耐震安全性の目標に準じた性能を目指し、安全性と経済性に配慮した計画とします。

表　耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標	対象施設
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	病院及び消防関係施設のうち、災害時に拠点として機能すべき施設
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	病院及び消防関係施設のうち、上記以外の施設
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	一般官庁施設
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受入れを円滑に行ううえで、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。	
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。	
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。	

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 令和3年版」

表　施設の耐震安全性の目標に対する方針

該当建物	構造体性能の方針		建築非構造部材性能の方針		建築設備性能の方針	
新庁舎	Ⅰ類	免震構造としⅠ類の耐震安全性の目標を確保する計画が望ましい。	A類	「外部、特定室、機能停止が許されない室」に配慮し、今後該当の室を整理することが望ましい。	甲類	「特定の施設」として取り扱い設計用標準水平震度を想定することが望ましい。

・鍵括弧内については「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」より引用しています。
・「特定室等」：災害応急対策を行う拠点となる室、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵または使用する室
・「特定の施設」：災害応急対策活動に必要な官庁施設、多数のものが利用する官庁施設及び危険物を貯蔵または使用する官庁施設

②構造の考え方

建物の構造形式は、以下の比較表のとおり「耐震構造」、「制振構造」、「免震構造」の3種類に分類されます。今後、設計業務等を経て建物の階数やコスト面等を総合的に判断し、全免震構造をベースに、さらに調査・検討を進めていきますが、基本設計を固めていく中でより合理的な建築方法の有無について、引き続き調査を進めるものとします。

	耐震構造　重要度係数＝1.50	制振構造	免震構造
概要図	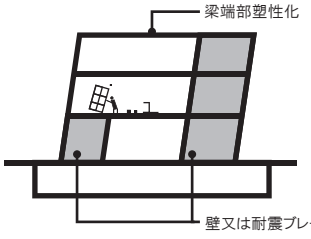	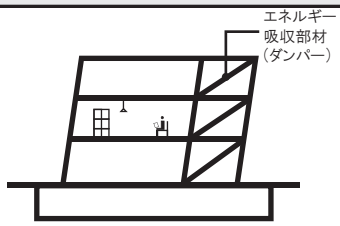	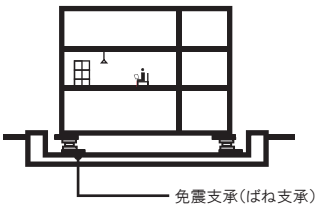
構造概要	建物の骨組を強化し 地震の揺れに対して耐える構造	制振部材により地震エネルギーを吸収して 揺れを低減し構造体の損傷を低減する構造	建物と基礎の間委に免震装置・減衰装置を配置し 地震の揺れを直接建物に伝えない構造
大地震時の衝撃（加速度）	地震時の揺れ方・大きさは 制御・低減させることが困難	制振部材により揺れ方・大きさを減衰させる	免震部材により建物に伝わる揺れを制御可能
	△	○	◎
大地震時の損傷	躯体等の軽微～中破 非構造部材の損傷が生じ得る （天井の落下、什器の転倒）	耐震に比べて躯体の損傷部位を少なくすることが可能 場合により非構造部材の損傷が生じ得る （天井の落下、什器の転倒）	躯体はほぼ無損傷とすることが可能
	△	○	◎
BCP・事業継続性	場合により室内等の復旧に時間・労力を要す	場合により室内等の復旧に時間・労力を要す	原則施設の継続利用が可能
	△	△	◎
被災後の補修程度の想定	地震時の躯体の補修、非構造部材の補修等	地震時の制振部材の点検等 場合により非構造部材の補修等	地震時の制振部材の点検等
	△	○	◎
大地震に対して求められる対応	・被災後、建物のひび割れ等により剛性・耐力が低下するため、原設計性能に復元のために躯体補修が必要 ・重要な室における天井落下防止対策および強固な転倒防止装置の採用等	・被災後の特に制振部材を中心とする点検、躯体の損傷躯体の変形よる非構造部材の健全性確認 ・応答性状により重要な室における耐震天井の採用、強固な転倒防止装置の採用等	・被災後の特に免震層を中心とする点検 ・天井、什器は適切な振れ止め、転倒防止措置が必要重要室における対策の強化は推奨される
メンテナンス	災害後点検が必要	災害後点検、制振部材の定期点検が必要	災害後点検、免震部材の定期点検が必要
躯体コスト比	1.00	1.05～1.10	1.10～1.20
	◎	○	△

※躯体コスト比は既往事例等を参考にした概算となります

6. 新庁舎のゾーニング

6-1 ゾーニングの基本的な考え方

新庁舎は、迅速かつ確実に消防・救急活動を実施するため、「出動関連機能」、「執務・来庁者対応機能」、「訓練機能」、「生活支援機能」の4つの機能を明確に区分し、相互の動線が交差しない配置を計画します。

7. 現庁舎の活用及び新訓練塔の整備

南敷地を「地域防災力育成拠点」として新たに整備し消防隊員のための高機能型訓練施設の建設と、管内住民や事業所等のための防災力育成施設を整備することで、消防職員、住民相互の防災力向上に寄与する消防施設の建設を目指します。

7-1 新指令棟

現在新指令棟に備わっている諸室機能をできる限り継続利用することで、新庁舎にかかる延床面積を削減します。

また、既存のスペース、設備等を有効活用し、資機材倉庫や消防職員の訓練用スペース等としても活用するほか、住民が「見て学べる場所」の一部として、地域防災力の向上を目指します。

7-2 新訓練塔

多種多様な災害に備えた高度な訓練機能の整備を行います。

各階は、救助活動用消防活動用にそれぞれ特化した機能を検討し整備する訓練施設です。また、新指令棟も活用することで、あらゆる角度にロープを展張でき、かつ放水も可能な実戦形式の高機能訓練塔を目指します。

8. 計画建築概要

建物名称	:①新庁舎(新築)、②新指令棟(改修)、③新訓練塔(新築)
建物用途	:消防署
構造	:①(想定)RC造、②RC造、③RC造
最高高さ	:①最上階パラペット天端(塔屋パラペット天端)、②12.6m、③最上階パラペット天端
耐火性能	:耐火建築物
耐震安全性	:①構造体Ⅰ類、建築非構造部材A類、建築設備甲類
防火対象	:(15)項
防火設備	:屋内消火栓設備、消火器、自動火災報知設備、誘導灯、非常照明
その他設備	:自家発電設備、太陽光発電パネルなど

9. 財源の確保について

本事業の実施に当たっては、多額の建設費用を単年度の予算で賄うのではなく、地方債を有効に活用する他、国の補助制度の活用を検討する等、将来に渡る財政負担の平準化を図るとともに、消防施設整備等基金を計画的に充当し、一般会計への急激な影響を抑制します。

10. 整備スケジュール
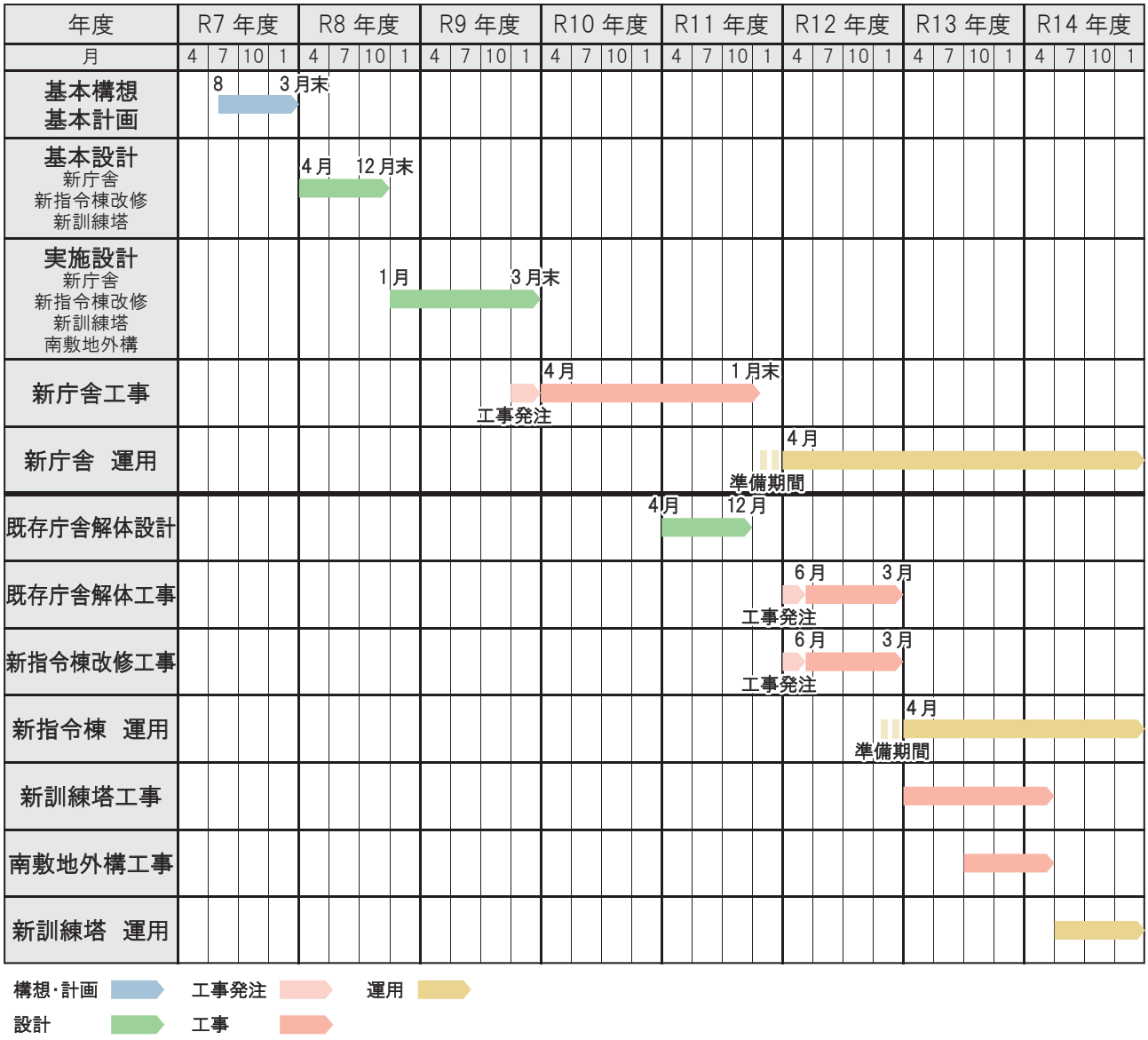
令和12年4月供用開始により、整備スケジュールは以下の表のとおりとします。